

京都大学法科大学院の教育活動 における法政策共同研究 センターと連携した取組

京都大学法科大学院
（法学研究科法曹養成専攻）
副専攻長 橋本佳幸

京都大学



京都大学法科大学院の教育活動における法政策共同研究センターと連携した取組

- 1 法政策共同研究センターの概要
- 2 法科大学院教育からみたセンターの活動の重要性
- 3 センターと連携した教育活動上の取組
 - (1) これまでの取組
 - (2) 今後の拡大可能性
- 4 展望

法政策共同研究センターの概要

【京都大学大学院法学研究科法政策共同研究センター】

- 2021年4月、先端的法政策課題について学際的・国際的共同研究を行う拠点として設立された。

<https://cislplaw.kyoto-u.ac.jp/>

【背景】

- 社会システムの変化（科学技術の急速な進歩、グローバル化の進行、地球環境の変動、急速な少子高齢化等）によって、各種の先端的な法政策課題が生じている。
- 法学・政治学には、これらの先端的な法政策課題に対応するため、社会実装につながる新たな法制度を構想することが要請されている。

法政策共同研究センターの概要

【センターの目的】

- ①先端的な法政策課題について②学際的かつ国際的研究に取り組み、
- ③法制度の設計・運用の提案や国際ルール・国際標準の構築等に向けた役割を果たす。
- ④さらに、新しい学問領域を担う次世代の研究者を養成する。

【センターの事業】

- ①文理融合を含む学際的な研究・教育
- ②国際的な共同研究・発信
- ③研究者と実務家の共同研究・教育等

法政策共同研究センターの概要

【研究ユニット】

4つの研究ユニットによる先端的法政策課題の研究

①人工知能と法ユニット

アジャイル・ガバナンスの考え方に基づき人工知能技術の社会実装に向けた法制度の国際研究

②医療と法ユニット

医療DXの実現に必要な医療情報法制に関する共同研究

③環境と法ユニット

環境規制の国際的調整や国際投資活動の自由に関する研究

④少子高齢化社会と法・政治ユニット

少子高齢化に関わる問題群を政治・行政学と法学の観点から研究

法政策共同研究センターの概要

【セクション】

研究ユニットを横断した組織として3つのセクションを設置

①文理融合実証研究セクション

- ・データ・サイエンスや実験社会科学の手法を用いた学際的な共同研究を駆動し、法政策に関する実証的な方法論に基づく研究を推進
- ・数理法学、実験法学、フィールドワーク法学、設計法学の専門家を配置

②法文化国際研究セクション

- ・研究成果の国際的発信力を強化
(国際的な拠点形成に向けた連携、若手研究者の国際交流の推進など)

③政策実務教育支援セクション

- ・国の立法・行政・裁判実務や企業法務との連携を促進
- ・法科大学院や公共政策大学院での実務教育を支援

法科大学院教育からみたセンターの活動の重要性

○センターの活動は、法科大学院での教育にとって重要な意味をもつ。

【これからの法曹に求められる能力】

- ①基本的職務である法的紛争の予防および解決に際しても、国際的な視野を要求される。
 - ②法曹の職務の拡大によって、法規律が存在しない分野で、公正かつ効率的なルールや標準を新たに作り出すことが求められる。
 - ③エビデンス・ベースでの政策決定を行うためには、実証研究や経済分析が必須となる。他の学問分野の知見や分析手法を活用できる能力が要求される。
- これらの能力は、法科大学院教育によってのみ身に付けることができる。

センターと連携した教育活動上の取組

(1) これまでの取組

【先端的・学際的科目の開講】

① 「法律家のための経済学」 (2024年度から)

② 「環境法 1」 「環境法 2」 (2024年度から)

③ 今後の開講が見込まれる科目

- ・ 法と心理学に関する科目
- ・ データ・サイエンスの基本を学ぶ科目
- ・ 法のデザインをデザイン工学から学ぶ科目

→ 文理融合的な実証研究手法を学ぶことが可能となる。

センターと連携した教育活動上の取組

(1) これまでの取組

【研究集会等への法科大学院生の参加】

研究ユニット等での講演会・研究会等を法科大学院生に開放

- ・「アジャイル・ガバナンス シンポジウム (3rd)」 (2日連続)
- ・「人工知能技術及びその法的問題への適応」に関する連続講義 (全15回)
- ・「AIを巡るルール形成に関するワークショップ」 (英語)
- ・「グローバルプラットフォームと規制に関するワークショップ」 (英語)

など

センターと連携した教育活動上の取組

(2) 今後の拡大可能性

【将来的に可能性のある連携の取組】

- 先端的課題を経験するエクスターンシップの実施
 - ・センターと共同研究を実施する企業の研究・開発部門、環境保護に取り組むNGO組織等
- 国際的な研究集会・研究活動に参加する機会の拡大
 - ・国際セミナーや国際シンポジウムの開催の拡大
 - ・センターと提携する海外の大学への短期留学

※いずれの取組も、現時点までに具体的に検討したものではない。

展望

- 京都大学法科大学院は、センターとの連携による教育活動を通じて、教育目標「様々な分野で指導的な役割を果たす創造力ある法曹を養成する」の実現に近づく。
- 学生は、将来のキャリアの選択肢が拡大し、法科大学院で学び、修了することの付加価値が高まる。
- センターは、法科大学院修了者が実務家として共同研究に参画し、法政策研究に寄与することを期待できる。